

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 包括免許の番号 三 包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。） 四 特定無線局を開設した日 五 無線設備の設置場所 六 無線設備の工事設計の内容 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三）の様式により行うものとする。 3 （略） 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 包括免許の番号 三 特定無線局の番号	第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項とする。 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 包括免許の番号 三 特定無線局を開設した日 四 無線設備の設置場所 五 適合表示無線設備の番号 六 無線設備の製造番号 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二の様式により行うものとする。 3 （略） 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 包括免許の番号

四 廃止した年月日

五 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

2 総務大臣又は総合通信局長は法第二十七条の六第三項の規定による届出を受理したときは、前項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、当該届出が電子申請等である場合は、当該届出を受理したときは、前項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 5 及び第 20 条の 8 関係）
（様式略）

注 1 ～ 19 （略）

20 19 の欄の記載は、次によること。

(1) ～ (5) （略）

(6) 特定無線局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。

(7) 特定無線局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第 21 条の 3 への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

三 廃止した年月日

四 適合表示無線設備の番号

五 無線設備の製造番号

六 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 5 及び第 20 条の 8 関係）
（様式略）

注 1 ～ 19 （略）

20 19 の欄の記載は、次によること。

(1) ～ (5) （略）

(6) 特定無線局（法第 27 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第 21 条の 3 への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

(8)・(9) (略)

21～32 (略)

別表第五号の五の二 包括免許（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第 24 条の 2 関係）

様式：別紙 1 参照

注 1 開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。

2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

3 届出者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。

(2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。

4 1 の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。

5 3 の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設又は変更した期日を「平成 26 年 4 月 1 日」の場合は「H26.4.1」のように記載すること。

6 4 の欄は、次によること。

(1) 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。

(2) その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

7 5 の欄は、次によること。

(1) 装置の区別の欄は、一の無線局において 2 以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、

(7)・(8) (略)

21～32 (略)

送受信空中線等の関連付けができるように装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。

(2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。

(3) 無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。

(4) 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(5) 設置場所番号の欄は、4の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

(6) 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

(7) 空中線の欄は、次によること。

ア 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

イ 海拔高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ウ 利得の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。

エ 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

オ 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

カ 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(8) 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

(9) 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

(10) その他工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

(11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

ア 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

イ 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

ウ 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

エ 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

オ 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

9 包括免許（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第五号の五の三 包括免許（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第 24 条の 2 関係）

別表第五号の五の二 包括免許（法第 27 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設届出書の様式（第 24 条の 2 関係）

長 辺	包括免許に係る無線局の開設 変更届出書	
	年 月 日	
	(何) 総合通信局長 (注2) 殿	
	ふりがな 届出者 (注3) 住所 ふりがな	
	氏名又は名称 印	
	電波法第 27 条の 6 第 3 項の規定により、包括して免許を受けている無線 局に関して、下記のとおり開設 変更したので、届け出ます。	
	記	
	1 包括免許の番号	
	2 特定無線局を開設又は変更した日	
	3 無線設備の設置場所	コード []
4 無線設備の工事設計の内容		
(1) 適合表示無線設備の番号		
(2) 無線設備の製造番号		
5 備考		

短辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。

2～4 (略)

5 2 の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設又は変更した期日を「平成 23 年 3 月 1 日」の場合は「H23.3.1」のように記載すること。

6 (略)

7 4 (1) の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局

長 辺	包括免許に係る無線局の開設届出書	
	年 月 日	
	(何) 総合通信局長 (注1) 殿	
	ふりがな 届出者 (注2) 住所 ふりがな	
	氏名又は名称 印	
	電波法第 27 条の 6 第 3 項の規定により、包括して免許を受けている無線 局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。	
	記	
	1 包括免許の番号	
	2 特定無線局を開設した日	
	3 無線設備の設置場所	コード []
4 適合表示無線設備の番号		
5 無線設備の製造番号		
6 備考		

短辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1～3 (略)

4 2 の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した期日を「平成 23 年 3 月 1 日」の場合は「H23.3.1」のように記載すること。

5 (略)

6 4 の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局に

について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

8 4 (2) の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

9 5 の欄は、次によること。

(1) ～ (3) (略)

10 (略)

ついで複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

7 5 の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

8 6 の欄は、次によること。

(1) ～ (3) (略)

9 (略)

1 1枚目

開設 包括免許に係る無線局の変更届出書				年	月	日
(何) 総合通信局長(注2) 殿						
届出者(注3) 住 所 ふりがな ふりがな 氏名又は名称				印		
電波法第27条の6第3項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、 開設 下記のとおり変更したので、届け出ます。						
記						
1	包括免許の番号					
2	特定無線局の番号					
3	特定無線局を開設又は変更した日					
4 無線 設備の 設置場 所	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	住所			
			フリガナ			
			都道府県－市町村 コード []			
			フリガナ			
			都道府県－市町村 コード []			
			フリガナ			
			都道府県－市町村 コード []			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

2 2枚目

※ 整理番号																		
5 (1) 装置の区別番号		(2) 適合表示無線設備の番号		(3) 無線設備の製造番号		(4) 予備電源		(5) 設置場所番号										
						☐ 有 ☐ 無												
工事設計の内容		(7) 空中線																
		空中線型式等				海拔	地上高	利得	指向方向	水平面の主	空中線の位置		給電線損失		(8) 給電線等		(9) 発射する周波数等	
		送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	高 (m)	(dB)	(度)	の幅 (度)	緯度	経度	送信 (dB)	受信 (dB)	送信 (dB)	受信 (dB)	送信 (dB)		受信 (dB)
		(10) その他の工事設計																
6 備考																		

3 3枚目

短 辺

※ 整理番号						
周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項		
(11)	発射する電波の型式、周波数及び空中線電力					